

大規模盛土造成地マップ

(地震時に滑動崩落する箇所を示したものではありません)

1. はじめに(安全・安心なまちづくりをめざして..)

阪神淡路大震災や東日本大震災などでは、一定規模以上の「大規模盛土造成地」で滑動崩落による被害が多発しています。市では、平成24年度から「大規模盛土造成地」を把握するために該当する規模の造成地の調査を進めました。

このマップは、大規模盛土造成地に該当する箇所を公表することにより、住民の皆様の防災意識を高め、災害の未然防止や被害の軽減につなげていただくことを目的に作成したものです。(地震時に滑動崩落する箇所を示したものではありません。)

2. 大規模盛土造成地の定義

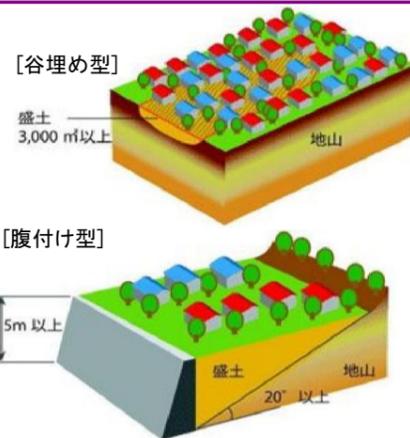
過去の災害実績より、大規模盛土造成地には”谷埋め型”と”腹付け型”の2種類があり、滑動崩落の多かった盛土の面積や高さなどをもとに、以下のように定義されています。

■谷埋め型大規模盛土

谷を埋め立てた宅地で盛土の面積が3,000㎡以上の盛土造成地

■腹付け型大規模盛土

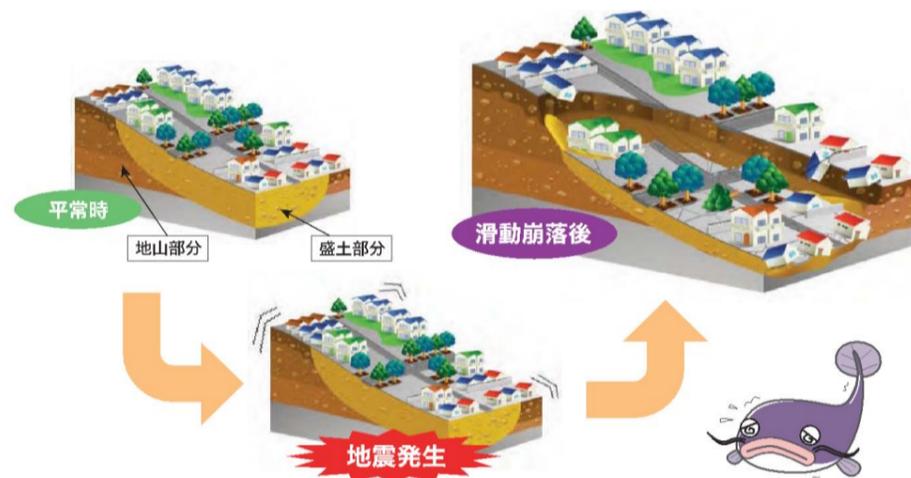
傾斜地に盛土した宅地で盛土する前の地山の傾斜が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上の盛土造成地



(国土交通省「わが家の宅地安全マニュアル」より)

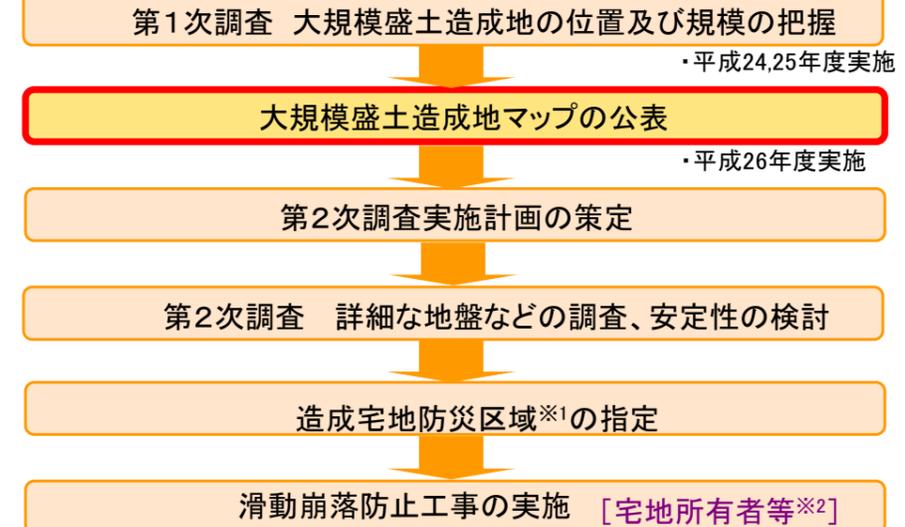
3. 滑動崩落のしくみ

滑動崩落とは、地震時に盛土造成地において、盛土全体又は大部分が、主として盛土底面をすべり面にして、旧地形に沿って流動化、変動又は崩落する現象のことです。



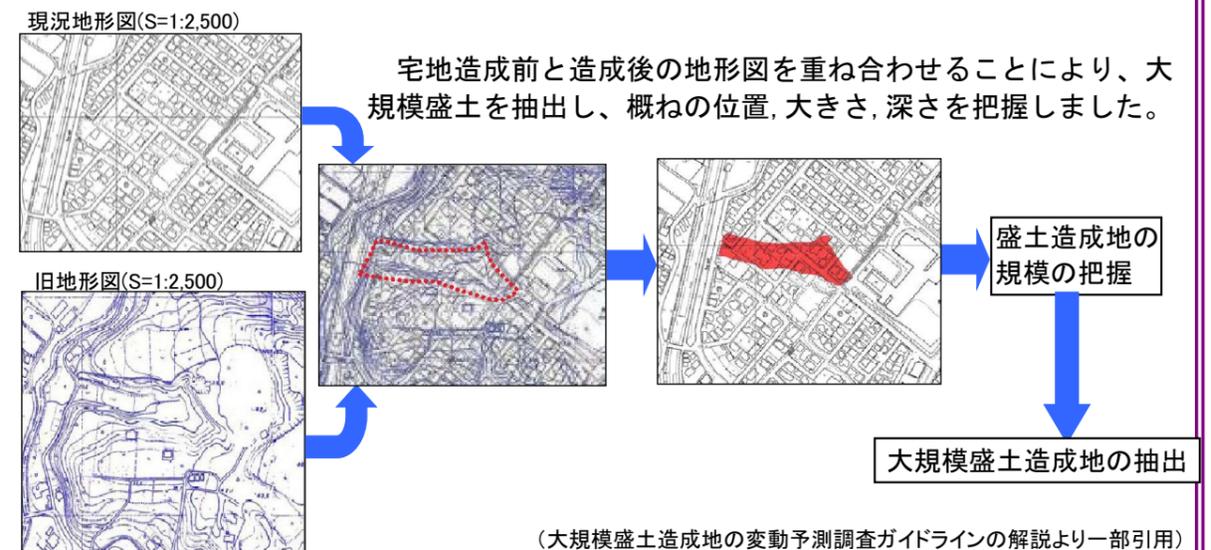
(国土交通省「宅地耐震化の取組に関するパンフレット」より)

4. 加古川市が実施する宅地耐震化推進事業の流れ



※1:造成宅地防災区域とは、宅地造成に伴う災害によって、相当数の居住者やその他の者に危害を生じる恐れが大きい一段の造成宅地をいいます。指定されると指定区域内の造成宅地の所有者等は擁壁等の設置、改造その他必要な措置を講ずる努力義務が生じることになります。
※2:宅地所有者等とは、宅地の所有者、管理者又は占有者をいいます。

5. 大規模盛土造成地マップができるまで



6. 日常の安全点検

今回の調査では、地震時における安全性の確認を行ったものではありませんが、該当する箇所の皆様には、災害の未然防止や被害の軽減を図るために、日頃から宅地地盤(道路や側溝含む)や擁壁などに亀裂等の変状や地下水のしみ出しの変化などがな

《宅地の耐震化に関するホームページ》

◇国土交通省 宅地防災トップ <http://www.mlit.go.jp/toshi/web/index.html>

◇国土交通省 パンフレット等 <http://www.mlit.go.jp/crd/pamphlet.html>

《お問い合わせ先》

加古川市都市計画部まちづくり指導課

TEL 079-421-2000 (内線3453) FAX 079-422-8192

ホームページ <http://www.city.kakogawa.lg.jp>

令和3年8月発行